

子どもたちのための無償化実現に
向けた緊急決議

平成 30 年 7 月 11 日

全 国 市 長 会

子どもたちのための無償化実現に向けた 緊急決議【要旨】

1 確実な財源の保障について

- (1) 都市自治体に新たな負担が生じないように、国の責任において必要な財源を確保することとし、消費税・地方消費税 10%への引上げを確実に行うこと。
- (2) 事務負担の増加に伴う人件費やシステム改修経費をはじめ、円滑な事務処理に必要なあらゆる財政措置を講じること。
- (3) これまでの待機児童解消の取組に加え、無償化による保育需要の拡大に対応するため、幅広い保育人材の育成・確保及び施設整備費等に対する財政措置など、あらゆる支援措置を講じること。

2 実施時期について

無償化に向けた保護者への周知やシステム改修等、実務上の準備に相当な期間を要することから、平成 32 (2020) 年度当初からの実施が望ましいこと。
また、実務上の準備を円滑に遂行するために制度の詳細を早急に示すこと。

3 迅速な制度設計について

- (1) すべて国の責任において実施することを明らかにしたうえで、多様な保育形態の公平性を確保し、早急に内容や考え方を明示すること。
- (2) 地方と十分に協議し、その事務負担を軽減すること。

4 幼児教育・保育の質の担保・向上について

子どもたちの安全を確保し、適切な幼児教育・保育の実践を推進するため、認可外保育施設やベビーシッター等に対する指導監督基準の見直し等を含め、幼児教育・保育の質の担保・向上の仕組みを構築すること。

子どもたちのための無償化実現に向けた緊急決議

国は、「新しい経済政策パッケージ」において、幼児教育・保育の無償化を提唱し、また、『経済財政運営と改革の基本方針 2018』において、「3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供について、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。」とするなど、具体化に向けた検討を行っている。

我々都市自治体は、子どもたちに一番近い立場で、子どもたちの視点に立ち、すべての子どもの健やかな育ちを目指して、日夜、子どもたちを中心とした支援策を創意工夫し、その実施にまい進している。

この新しい施策の具体化に当たっては、現場の意見を踏まえた望ましい形で、子どもたちのための無償化の施策が実現されることが肝要であるので、以下の事項を十分に踏まえて対応されたい。

1 確実な財源の保障について

子ども・子育て支援施策を確実に展開できるよう、消費税・地方消費税 10%への引上げを確実にすること。そのうえで、都市自治体に新たな財政負担が生じないように、国の責任において必要な財源を確実に確保するとともに、都市自治体の予算編成の時期等を踏まえ、早期に明確にすること。

2 実施時期について

都市自治体においては、例規改正、保護者への周知、システム改修等、無償化に向けた各般の準備を行う必要があり、相当な期間を要すること、また、地方消費税の性質上、税率の引き上げに係る歳入増が平成31年度中には見込めないことにかんがみ、すべての都市自治体において円滑に実施できるよう、平成32(2020)年度当初からの実施が望ましいこと。

3 迅速な制度設計について

幼児教育・保育の無償化は、すべて国の責任において実施することを明らかにすること。そのうえで、

- (1) 具体的な制度設計に当たっては、地方と十分に協議し、その意見を反映することにより、子ども・子育て支援新制度の見直しや都市自治体の既存事業との調整等も図りながら、利用者等にとっても分かりやすく、可能な限り新たな事務負担が発生しない制度とすること。

また、相当な準備期間を要することから、その詳細を早急に示すとともに、事務負担の増加に伴う人件費やシステム改修経費等に対する財政措置をはじめ、円滑な事務処理に必要なあらゆる措置を講じること。

- (2) 対象者については、新たに保育の必要性の認定が必要となる保護者に対する認定事務が大幅に増加するため、都市自治体の事務負担の軽減を図るとともに、事務費に係る必要な財政措置を講じること。

また、幼稚園、保育所、認定こども園に加え、幼稚園預かり保育、認可外保育施設等の多様な保育形態が対象サービスとされたが、地域の実情に配慮し、保育の質の確

保を前提として、これらの公平性を確保するとともに、対象サービスに係る判断基準や考え方を明確化すること。

特に、認可外保育施設等については、指定都市・中核市以外の都市自治体においては情報を有していないことから、国において対象者や運営実態等を把握するための情報共有のシステムを構築すること。

(3) 保育料の支給については、いかなる給付方法を採用しても都市自治体の事務が膨大・煩雑になるため、以下の点に留意し、過度な負担とならない制度設計とすること。

1) 認可外保育施設等は、保育料の対象経費の範囲の判定や把握が困難であること。

2) 食材料費の取扱いについては、早急に検討し、必要な財源を確保すること。

3) 複数サービスの利用への支給は、煩雑な確認作業が必要となるため、事務の負荷が大きいこと。

(4) 指導監督基準を満たさない認可外保育施設等の保育の質を担保するには、指導監督の強化や認可施設への移行が必要となるため、人員体制の強化や認可化を支援するための予算措置を講じること。

また、5年間の経過措置の期間においても、認可外保育施設等が積極的に保育の質の確保・向上に取り組むための仕組みを構築し、国の責任において必要な支援を講じること。

とりわけ、ベビーシッター等の居宅中心の保育サービスの質の確保に関しては、早期に指導監督基準の見直し等を行い、財政支援を含む必要な措置を講じること。

(5) 保育所・幼稚園に多くの税金が投入され、自宅で子育てをしている家庭が恩恵を受けられないという厳しい声が都市自治体に届いていることを踏まえ、在宅育児世帯との公平性についても配慮すること。

4 幼児教育・保育の質と量の確保について

子どもたちの安全を確保し、健全な育ちを保障するため、保育の質と量の確保は、都市自治体における喫緊の課題である。これまでの待機児童の解消に向けた取組に加え、無償化により見込まれる更なる保育需要の増加に対応するため、国においては、

(1) 地域ごとに異なる保育需要の実情等に配慮しつつ、定員の弾力化等により既存施設を最大限に活用できるようにすること。

(2) 公定価格における定員超過による減算措置を撤廃または期限を延長すること。

(3) 利用料の無償化のみならず、施設整備費等に対しても財政措置を講じること。

(4) 待機児童解消後の地域型保育事業の在り方を示すこと。

(5) 国の処遇改善制度の更なる充実や幅広い保育人材の育成等により、保育士の安定的確保を図ること。

(6) 研修等を充実し保育士のスキルの向上を図るとともに、保育の現場における保育士の負担軽減を図ること。

(7) 認可外保育施設を含め、保育の質の面からより適切な運営を確保する仕組みを構築し、地方に新たな負担が生じることのないよう十分な財政措置を講じること。

平成30年7月11日

全国市長会